

浄化槽工事業登録の手引き

令和 5 年 8 月 改 定
宮城県土木部事業管理課

浄化槽工事業を営もうとする場合、その区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

なお、建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の 3 種類に限る）を有している方は、浄化槽工事業登録に代えて特例浄化槽工事業者の届出が必要になります。

目 次

第 1 部 浄化槽工事業登録の概要

1	浄化槽工事業の登録とは	1 頁
2	登録の有効期間	2 頁
3	登録のための要件	2 頁
4	登録の手続き	3 頁
5	登録を受けたあとは	5 頁
6	変更届の提出	6 頁
7	登録の更新	7 頁
8	廃業等の届出	7 頁
9	建設業許可を取得した場合	7 頁

第 2 部 特例浄化槽工事業者の届出

1	特例浄化槽工事業者の届出とは	8 頁
2	届出の有効期間	8 頁
3	届出の手続き	8 頁
4	届出をしたあとは	9 頁
5	変更届の提出	10 頁
6	廃業の届出	10 頁
7	建設業許可を失った場合	10 頁

第 3 部	記載例	11 頁
-------	-----	------

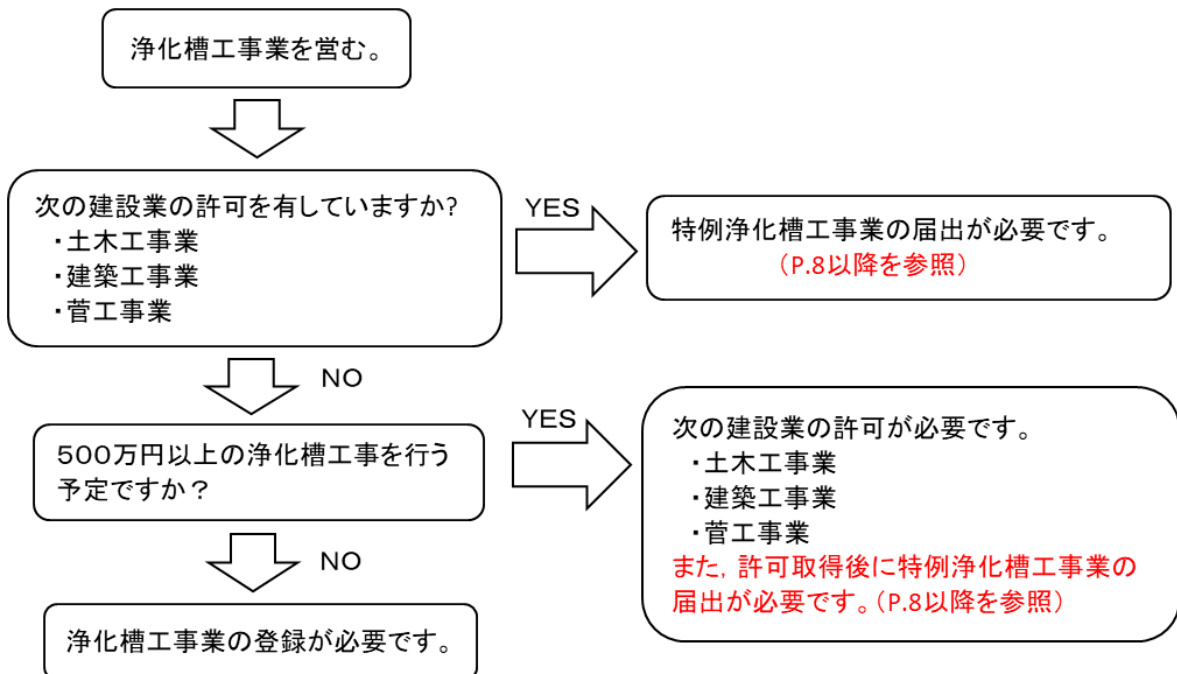
第1部 浄化槽工事業登録の概要

1 浄化槽工事業の登録とは

浄化槽工事業を営もうとする場合、当該業を行おうとする区域(工事を施工する区域)を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません(浄化槽法(以下、「法」という。)第21条第1項)。したがって、複数の都道府県で浄化槽工事を行う場合には、当該工事を行うそれぞれの都道府県で登録を受ける必要があります。

なお、建設業許可(土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る)を有している方は、浄化槽工事業の登録に代えて特例浄化槽工事業者の届出が必要になります。

【浄化槽工事業登録の要否】



2 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。

引き続き浄化槽工事業を営む場合、5年ごとに登録の更新が必要です。(P.5 参照)

3 登録のための要件

浄化槽工事業の登録を受けるためには、下記の要件が必要です。

- ① 営業所ごとに浄化槽設備士を置くこと
- ② 欠格要件に該当しないこと

① 浄化槽設備士の設置

浄化槽工事業を営む場合、営業所ごとに浄化槽設備士を置く必要があります(法第29条第1項)。この浄化槽設備士は、営業所に勤務してその職務に従事することが義務付けられていますが、場合によっては工事現場で実地作業にあたることも認められています。また、テレワーク(WEB会議システム、メール等のデジタル技術などの活用により、営業所で従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間内において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。)により営業所における職務に従事することや、同一の浄化槽設備工事士が他の営業所(他の浄化槽工事業者の営業所は含まない。)との兼務を行うこともできます。(ただし、浄化槽設備士の住所又はテレワークを行う場所が営業所の所在地から著しく遠距離であり、社会通念上通勤が不可能と判断される場合は、営業所に設置していないものとして取り扱います。)

② 欠格要件に該当しないこと

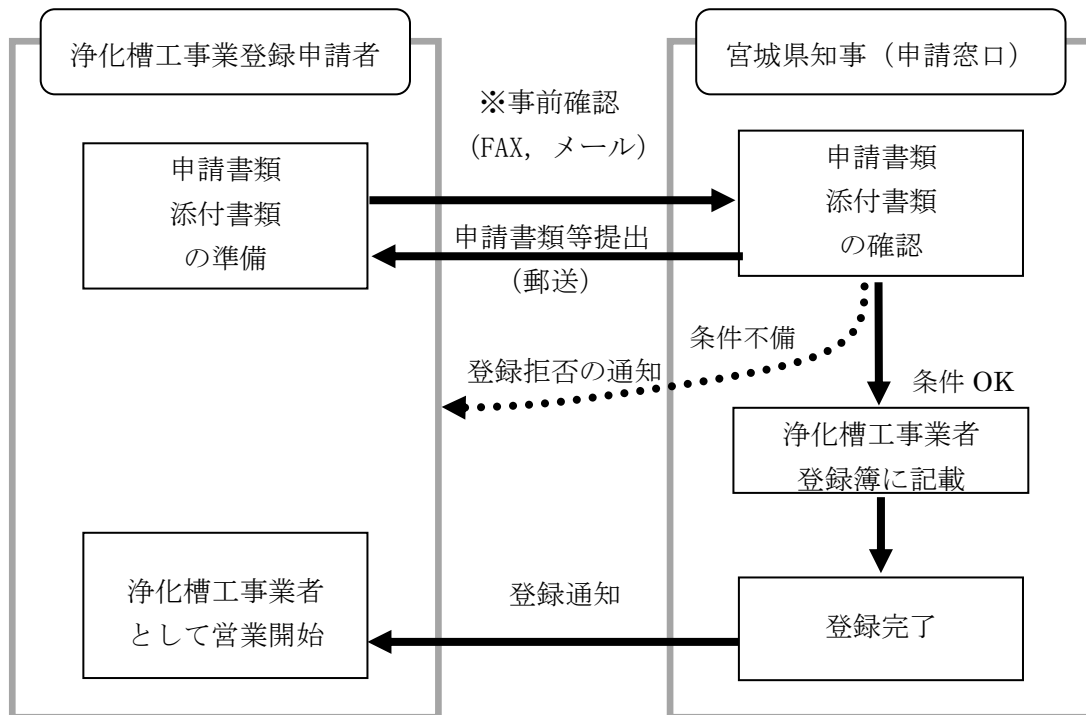
登録申請書又はその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があるとき、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき、又は下表のいずれかに該当するときには、浄化槽工事業の登録を受けることはできません(法第24条第1項)。

1. 浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
2. 浄化槽工事業の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
3. 浄化槽工事業の登録を取り消された法人において、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であり、かつその処分のあった日から2年を経過しない者
4. 事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
5. 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
6. 浄化槽工事業に係る営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が上記1～5又は下記7のいずれかに該当するもの
7. 法人でその役員のうち上記1～6のいずれかに該当する者があるもの
8. 浄化槽設備士を営業所ごとに置いていない者
9. 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

4 登録の手続き

(1) 登録手続きの流れ

申請から登録に至るまでの流れは、次のとおりです。



※事前確認

申請書類等提出の前に書類不備等がないか事前確認を行いますので、下記申請先宛て F A X又はメールにて申請書類及び添付書類の案を送付願います。案を確認後、申請者(代理人)に連絡しますので、確認後に郵送にて申請書類等を提出してください。

○申請先

宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班

- ・事前確認の送付

F A X : 022-211-3292 メール : d-kensetu@pref.miyagi.lg.jp

- ・申請書類の提出

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1

※標準処理期間（書類に不備等がない場合）：8日（土・日・祝日及び年末年始を除く）

(2) 提出書類（新規・更新）

浄化槽工事業の登録を受けるには、下記に示す申請書類を、浄化槽工事業を営もうとする都道府県知事に提出する必要があります。

提出部数： 2部（正本及び控え（写し）（受付印を押印後返戻します））

【提出書類一覧（新規・変更）】

	提出書類	様式	備考
1	登録申請書	様式第1号	・「申請者」欄及び「商号、名称又は氏名」欄について、個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を書くこと ・個人の場合で屋号がある場合は「営業所の名称及び所在地」欄に書くこと
2	誓約書	様式第2号	
3	浄化槽設備士 ・浄化槽設備士免状の写し ・浄化槽設備士証の写し ※ 原本も提示願います。	いずれか	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士（少なくとも1名、複数営業所兼務可）が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面
4	登録申請者の調書	様式第3号	・個人の場合は本人について作成 ・法人の場合は役員全員について作成 ・申請者が未成年者の場合は法定代理人（法人の場合はその役員）について作成
5	浄化槽設備士の調書	様式第4号	浄化槽設備士について、他県の営業所のものも含め作成
6	浄化槽設備士の住民票抄本	—	
7	登記事項証明書	—	法人の場合のみ提出
8	登録申請者の住民票抄本	—	個人の場合のみ提出
9	委任状	—	・行政書士等の方が代理申請する場合のみ提出 ・委任状（原本）の返還を希望する場合は、委任状（写し）を提出の上、委任状（原本）を提示願います。

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、住民票抄本の添付は不要です。
- ・ 各申請書類の記載方法は、「第3部 記載例」を参照してください。
- ・ 当該申請書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。

(3) 申請手数料

登録申請に必要な手数料は、下表のとおりです。

宮城県収入証紙を登録申請書〔様式第1号〕の所定の位置に貼付してください。

新規	33,000円
更新	26,000円

(4) 申請書類の提出先

登録申請書類は下記のところへ直接持参してください。

宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1（県庁8階南側）

電話：022-211-3116 / FAX：022-211-3292

受付時間：午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分

5 登録を受けたあとは

① 標識の掲示

浄化槽工事業者は、営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、下記の標識を公衆の見えやすいところに掲げなければなりません（法第30条）。

別記様式第8号（第9条関係）

浄化槽工事業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	宮城県知事（登一）第 号
登録年月日	平成 年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

25 cm 以上

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

② 帳簿の備付け等

浄化槽工事業者は、請け負った浄化槽工事について1件ごとに帳簿を作成し、これを営業所に備えておかなければなりません（法第31条）。また、帳簿には下記の書類を添付する必要があります。なお、帳簿と添付書類は各事業年度の末日で閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。

別記様式第 10 号 (第 10 条関係)

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号 (—) 電話番号 () —
施工場所	
着工年月日及び竣工年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る浄化槽設備士の氏名及び免状の交付番号	

【添付書類】

- ・ 処理方式及び処理能力を記載した書面 ・ 構造図
- ・ 仕様書 ・ 処理工程図

6 変更届の提出

登録期間中に登録事項に変更があった場合には、変更があった日から 30 日以内に変更事項を届け出る必要があります (法第 25 条第 1 項)。

なお、変更事項に応じて、下記の添付書類が必要になります。

- ・ **提出書類** : 変更届出書 [様式第 7 号]
- ・ **提出部数** : 2 部 (正本及び控え (写し) (受付印を押印後返戻します))

【添付書類一覧】

変更する登録事項		添付書類
氏名又は名称, 住所	個人	・ 住民票抄本
	法人	・ 登記事項証明書
代表者の氏名 (法人の場合)		・ 登記事項証明書
営業所の名称及び所在地	個人	なし
	法人	・ 登記事項証明書 (商業登記の変更を必要とする場合のみ)
役員	就任	(1) 登記事項証明書 (2) 誓約書 [様式第 2 号] (3) 新たに役員となる方の略歴書 [様式第 3 号]
		・ 登記事項証明書
	代表者	・ 登記事項証明書
浄化槽設備士について ・ 氏名 ・ 浄化槽設備士免状の交付番号		(1) 浄化槽設備士の資格を証する書面 <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽設備士免状の写し ・ 浄化槽設備士証の写し } いずれか ※ 原本も提示願います。 (2) 浄化槽設備士の調書 [様式第 4 号] (3) 住民票抄本

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、住民票抄本の添付は不要です。
- ・ 当該申請書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。
- ・ 代理申請の場合は委任状を添付願います。

7 登録の更新

登録の有効期間は5年間です。引き続き浄化槽工事業を営む場合には、登録の満了する30日前までに、登録更新の申請を行ってください。更新手続きを行わないまま、登録の有効期間を経過した場合、登録は効力を失います（法第21条第2項）。

なお、提出書類については新規申請の場合と同じです（P.4参照）。

8 廃業等の届出

登録期間中、下表のいずれかの事項に該当することになったときは、その日から30日以内に浄化槽工事業の廃止の旨を届け出る必要があります（法第26条）。様式は任意ですが、変更届出書〔様式第7号〕の様式を使用してもかまいません。

なお、廃止の後は浄化槽工事業の営業を行うことはできませんが、廃止前に契約を締結したものに関してはこの限りではありません（法第28条第1項）。

廃業等の届出事項	届出者
死亡した場合（個人）	相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人の役員であった者
法人が破産手続き開始の決定により解散した場合	破産管財人
法人が合併又は破産手続き開始の決定以外の事により解散した場合	清算人
登録を受けていた都道府県内で浄化槽工事業を廃止した場合	浄化槽工事業者であった個人 浄化槽工事業者であった法人の役員

※個人事業者が法人化した場合は、個人の廃業届を提出した後、新たに法人として登録する必要があります。

9 建設業許可を取得した場合

登録期間中、新たに建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る）を取得したときには、浄化槽工事業の登録は効力を失います（法第33条第4項）。引き続き浄化槽工事業を営む場合には、新たに特例浄化槽工事業者の届出が必要になります（P.8参照）。

第2部 特例浄化槽工事業者の届出

1 特例浄化槽工事業者の届出とは

建設業許可（土木工事業，建築工事業，管工事業の3種類に限る）を受けている建設業者が浄化槽工事業を開始したときは，浄化槽工事業の登録に代えて，特例浄化槽工事業者の届出が必要となります（法第33条第3項）。（申請手数料は不要です。）

この届出は，登録の場合と同様，営業所の有無にかかわらず，実際に浄化槽工事を行う区域を管轄するすべての都道府県に届け出る必要があります。

2 届出の有効期間

届出の有効期間は，建設業許可（土木工事業，建築工事業，管工事業の3種類に限る）を得ている期間です。よって，建設業許可を有している限り，一度届出を行えば，改めて届出（変更の届出を除く）をする必要はありません。ただし，建設業の許可は5年で更新され，許可番号及び許可年月日に変更になりますので，この場合には変更届を提出する必要があります。

3 届出の手続き

特例浄化槽工事業者の届出に際しては，下記に示す届出書類を，浄化槽工事業を営もうとする都道府県知事に提出する必要があります。

- ・**提出部数**：2部（正本及び控え（写し）（受付印を押印後返戻します））

【提出書類一覧】

	提出書類	様式	備考
1	特例浄化槽工事業者届出書	様式第11号	<ul style="list-style-type: none"> ・「届出者」欄及び「商号，名称又は氏名」欄について，個人の場合は氏名を，法人の場合は法人名を書くこと ・個人の場合で屋号がある場合は「営業所の名称及び所在地」欄に書くこと
2	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可通知書の写し ・建設業許可証明書 	— いずれか	
3	浄化槽設備士 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設備士免状の写し ・浄化槽設備士証の写し ※ 原本も提示願います。	— いずれか	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士（少なくとも1名，複数営業所勤務可）が，浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面（浄化槽設備士の配置に関しては P.2 参照）
4	浄化槽設備士の調書	様式第4号	浄化槽設備士について，他県の営業所のものも含め作成
5	浄化槽設備士の住民票抄本	—	
6	委任状	—	<ul style="list-style-type: none"> ・行政書士等の方が代理申請する場合のみ提出 ・委任状（原本）の返還を希望する場合は，委任状（写し）を提出の上，委任状（原本）を提示願います。

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、住民票抄本の添付は不要です。
- ・ 各申請書類の記載方法は、「第3部 記載例」を参照してください。
- ・ 当該提出書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。
- ・ 届出に対して通知等はお出ししません。受付印が押された控えが届出をしたことを証する書面となりますので、大切に保管してください。

4 届出をしたあとは

特例浄化槽工事業者については、浄化槽工事業者と同様の義務が課せられています（法第33条第2項）。したがって、営業所ごとに浄化槽設備士を置かなければならず、浄化槽工事を行うときは、浄化槽設備士に実地に監督させなければなりません。また、標識の掲示及び帳簿の備付け等も、登録を受けた浄化槽工事業者同様に義務づけられています。（詳しい内容はP.5参照）

なお、標識の掲示について、特例浄化槽工事業者は、浄化槽工事業者届出済票〔様式第9号〕を営業所と浄化槽工事の現場に掲げなければなりません。併せて建設業の許可票も掲示しなければならないことに注意してください。

※ 浄化槽設備士を置かなければならない営業所とは、浄化槽工事業を営む営業所をいい、建設業法上の許可を受けたすべての営業所が必ずしも浄化槽法上の営業所に該当するわけではありませんので注意してください。

別記様式第9号（第9条関係）

← 35 cm 以上 →	
浄化槽工事業者届出済票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
届出番号	宮城県知事（届一）第 号
届出年月日	年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

5 変更届の提出

届出事項に変更があった場合には、変更があった日から 30 日以内に変更事項を届け出る必要があります（法第 33 条第 3 項）。

なお、変更事項に応じて、下記の添付書類が必要になります。

- ・ **提出書類** : 変更届出書〔様式第 1 2 号〕
- ・ **提出部数** : 2 部（正本及び控え（写し）（受付印を押印後返戻します））

【添付書類一覧】

変更する事項	添付書類
氏名又は名称, 住所	なし
代表者の氏名（法人の場合）	なし
建設業許可について（注） ・ 業種 ・ 許可番号 ・ 許可年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業許可通知書の写し ・ 建設業許可証明書 } いずれか
営業所の名称及び所在地	なし
浄化槽設備士について ・ 氏名 ・ 浄化槽設備士免状の交付番号	(1) 浄化槽設備士の資格を証する書面 <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽設備士免状の写し ・ 浄化槽設備士証の写し } いずれか ※ 原本も提示願います。 (2) 浄化槽設備士の調書〔様式第 4 号〕 (3) 住民票抄本

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、住民票抄本の添付は不要です。
- ・ 当該申請書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。
- ・ 代理申請の場合は委任状を添付願います。

（注）建設業の許可は 5 年で更新され、許可番号及び許可年月日に変更になります。この場合も変更届を提出してください。

例：宮城県知事許可（般-2.3）第 0 号 → 宮城県知事許可（般-2.8）第 0 号

6 廃業等の届出

特例浄化槽工事業者が浄化槽工事業を廃止したときは、届出をしている都道府県知事に廃止の旨を届け出る必要があります。様式は任意ですが、変更届出書〔様式第 1 2 号〕の様式を使用してもかまいません。

7 建設業許可を失った場合

建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の 3 種類に限る）のすべてを失った場合で、引き続き浄化槽工事業を営む場合は、従来の届出に代えて、新たに登録を受ける必要があります。したがって、特例浄化槽工事業者の廃業届（様式は任意）を提出し、同時に浄化槽工事業の登録申請を行ってください（P.4 参照）。

第3部 記載例

記載例

様式第1号	浄化槽工事業登録申請書	・・・・・・・・・・	12頁
様式第2号	誓約書	・・・・・・・・・・	14頁
様式第3号	工事業登録申請者の略歴書	・・・・・・・・・・	15頁
様式第4号	浄化槽設備士の調書	・・・・・・・・・・	16頁
様式第7号	浄化槽工事業登録事項変更届出書	・・・・・・	17頁
様式第11号	特例浄化槽工事業者届出書	・・・・・・・・・・	18頁
様式第12号	特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書	・・・・	20頁
様式第8号	浄化槽工事業者登録票（標識）	・・・・・・・・	21頁
様式第9号	浄化槽工事業者届出済票	・・・・	22頁
様式第10号	帳簿	・・・・・・・・	23頁

記載例

別記様式第1号(第2条関係)

(表面)

<h2>浄化槽工事業登録申請書</h2>		証紙はり付け欄 (消印してはならない。)	
※の部分は記載しない			
該当しない方を 二重線で消す	新規・ 更新	※登録番号	宮城県知事(登一)第 号
		※登録年月日	令和 年 月 日
この申請書により、浄化槽工事業の登録の申請をします。			
代理申請の場合、申請者欄に連名の上、委任事項がわかる書類(委任状等)を提出ください。委任状(原本)の返還を希望する場合は、委任状(写し)を提出の上、委任状(原本)を提示願います。なお、代理人の押印で可とする取扱いは、別記様式第1号の「申請者」欄、別記様式第7号、第11号、第12号の「届出者」欄のみとします。		令和 3年 4月 10日	行政書士が作成した場合、行政書士法施行規則第9条の規定に基づき、行政書士の職印が必要。
		宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 株式会社 みやぎ浄化槽 代表取締役 宮城太郎 宮城県仙台市青葉区中央1-1-1 宮城行政書士事務所 行政書士 仙台次郎	
		みやぎ浄化槽 みやぎ浄化槽	・法人の場合は会社名 ・個人の場合は本人の氏名(屋号は不可)
住 所	郵便番号(980-8570) 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 電話番号(022)211-0000		
法人にあってはフリガナ代表者の氏名	みやぎ 太郎 宮城太郎		
役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。))を含む。)の氏名及び役名等			
フリガナ氏名	役名等(常勤・非常勤)	フリガナ氏名	役名等(常勤・非常勤)
みやぎ 太郎 宮城太郎	代表取締役社長(常勤)	やぎ 八木 八木	
		更新の場合は既に受けている登録番号を記載する。(新規の場合は記載不要)	
申請時において既に受けている登録	宮城県知事(登-△△)第○○○号(令和△△年××月××日登録)		

営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及び その者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号			
営 業 所		浄 化 槽 設 備 士	
フリガナ 名 称	所 在 地 郵便番号 () - () 電話番号 () - ()	フリガナ 氏 名	免状の交付番号
ホシヤ 本社	宮城県仙台市青葉区 本町3-8-1 郵便番号(980-0000) 電話番号(022)211-0000	アバ タシ 青葉 正	第980000001号
ネマシヤ 練馬支社	東京都練馬区0000 郵便番号(000-0000)	アスマ 伊ロウ 東 一郎	第980000002号
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>・県内外を問わず、浄化槽工事業を営むすべての営業所について記載する</p> <p>・個人で屋号がある場合は記載する</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 200px;"> <p>「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は対応させて記載する</p> </div>			
他の都道府県知事の登録状況			
登 録 番 号 知事(登)第 号		登 録 番 号 知事(登)第 号	
東京都知事(登-00) 第000号 山形県知事 福島県知事		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>申請時点で他の都道府県で登録を受けている場合に記載する。 申請中の場合は都道府県名のみ記載する。</p> </div>	

備 考

- 1 ※印のある欄には、記載しないこと。
- 2 「新規・更新」については、不要のものを消すこと
- 3 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 4 「営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載することとし、「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載すること。

記載例

別記様式第2号（第3条関係）

誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、
浄化槽法第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 4 月 10 日

申請者 株式会社 みやぎ浄化槽
代表取締役 宮城 太郎

申請者が法人の場合はその代表者、
個人の場合は本人（屋号は不可）

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

記載例

別記様式第3号（第3条関係）

申請者が法人の場合は役員全員、個人の場合は本人又は法定代理人について記載する

工事業登録申請者 (法人の役員 本人 ~~法定代理人~~ 法定代理人の役員) の調書

該当しないものを消す

現住所	郵便番号（ 9 8 3 - 〇〇〇〇 ） 宮城県仙台市宮城野区〇〇-〇-〇〇 電話番号（ 0 2 2 ） 〇〇〇 - 〇〇〇〇		
フリガナ 氏名	ミヤギ 太郎 宮城 太郎	生年月日	昭和30年 12月 7日 生
職名	代表取締役社長	最終学歴	〇〇大学工学部卒業
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		な し	
上記のとおり相違ありません。			
令和 3年 4月 10日			
氏名 宮城 太郎			

備考

- 「 (法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員) 」については、不要のものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「職名」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

署名も要さない

記載例

別記様式第4号（第3条関係）

浄化槽設備士の調書

現住所	郵便番号（ 985 - 〇〇〇〇 ） 宮城県多賀城市〇〇〇-〇-〇 電話番号（022）〇〇〇 - 〇〇〇〇		
フリガナ 氏名	アハ タシ 青葉 正	生年月日	昭和38年 8月 27日 生
営業所名	本 社	最終学歴	△△県立□□工業高校卒業
職 名	設備課長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		な し	
上記のとおり相違ありません。			
令和 3年 4月 10日			
氏 名 青葉 正			

備 考

「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

記載例

別記様式第7号（第8条関係）

浄化槽工事業登録事項変更届出書			
この届出書により、次のとおり変更の届出をします。			
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">「届出者」欄に記載する際は、P.12の「申請者」欄を参照のこと。</div>		令和 3年 10月 20日 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 株式会社 みやぎ浄化槽 代表取締役 宮城 太郎	
届出者			
宮城県知事 村井 嘉浩 殿			
フリガナ 氏名又は名称	カブシカイシャ ミヤギジヨウカウ 株式会社 みやぎ浄化槽		
住所	郵便番号（980-8570） 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 電話番号（022）211-0000		
法人にあつては フリガナ 代表者の氏名	ミヤギ タロウ 宮城 太郎		
登録番号	宮城県知事（登-〇〇）第△△△号		
登録年月日	令和△△年××月××日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
役員の氏名 (退任と就任)	ヤギ 仔叻 八木 一郎 取締役常務（常勤）	アサヒ サボロ 朝日 三郎 取締役常務（常勤）	令和3年10月1日
浄化槽設備士の氏名 (交代)	(本社) 青葉 正	(本社) 佐々木 晃一	令和3年10月1日
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">変更事項が浄化槽設備士である場合には、所属する営業所についても併記する。</div>		<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">変更部分が分かるように、対比させて記載する。</div>	

記載例

別記様式第 1 1 号 (第 1 1 条関係)

<div style="text-align: center;"> <h2 style="margin: 0;">特例浄化槽工事業者届出書</h2> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">記入しない</div> </div>			
※届出番号	宮城県知事(届一)第 号	※届出年月日	令和 年 月 日
<p>この届出書により、次のとおり届出をします。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 25%;"> <p>「届出者」欄に記載する際は、P.12の「申請者」欄を参照のこと。</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>令和 3年 4月 10日</p> <p>宮城県仙台市青葉区本町3-8-1</p> <p>株式会社 仙台建設</p> <p>代表取締役 仙台 太郎</p> </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">届出者</p> <p style="margin-top: 10px;">宮城県 知事 村井 嘉浩 殿</p>			
フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ センダイケンセツ 株式会社 仙台建設 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;"> ・法人の場合は会社名 ・個人の場合は本人の氏名（屋号は不可） </div>		
住 所	郵便番号（980-8570） 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 電話番号（022）211 - 〇〇〇〇		
法人にあつては フリガナ 代表者の氏名	センダイ タロウ 仙台 太郎		
建設業法第3条 第1項の許可を 受けた建設業、 許可番号及び許 可年月日	許可を受けた建設業	許 可 番 号	許 可 年 月 日
	土木工事業	国土交通大臣(特-3)第 12345 号	令和 3年 2月 5日
	建築工事業 管工事業	国土交通大臣(般-3)第 12345 号 "	令和 3年 2月 5日 "
浄化槽工事業を 開始した年月日	令和 3年 4月 1日		

土木工事業、建築工事業又は管工事業のうち許可を取得しているものについて記載する。それ以外他の業種については記載不要。

県内外を問わず、浄化槽工事業を営むすべての営業所について記載する。

(裏面)

営業所		浄化槽設備士	
フリガナ 名	所在地 郵便番号 (-) 電話番号 () -	フリガナ 氏名	免状の交付番号
ホシヤ 本 社	仙台市青葉区本町3-8-1 郵便番号 (985-8570) 電話番号 (022)211-0000	ヤマザキ カズヨシ 山崎 和義	第 980000100 号
トウキョウシテン 東京支店	東京都□□区□□□□ 郵便番号 (□□□□-□□□□) 電話番号 ()	ゴトウ ケンスケ 後藤 健介	第 980000105 号
トキエイゴウシヨ 栃木営業所	栃木県△△市●●●● 郵便番号(□□□□-□□□□) 電話番号 ()	ヤマダ キヨシ 山田 潔 ↑	第 980000231 号
他の都道府県知		は記載する	
届 出 番 号 知事 (届) 第 号		届 出 番 号 知事 (届) 第 号	
東京都知事 (届-△△) 第□□□号 神奈川県知事 (届-△△) 第□□□号 栃木県知事 山形県知事		福島県知事	

・「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は対応させて記載する。
・個人で屋号がある場合は記載する

申請時点で他の都道府県に届出をしている場合に記載する。
今後届出をしようとしている場合には都道府県名のみ記載する。

備考

- ※印のある欄には、記載しないこと。
- 「浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」欄には、届出をする都道府県の営業所だけでなく、浄化槽工事業を営むすべての営業所について記載することとし、「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載すること。
- 法第33条第4項及び法附則第4条の該当する者については、「浄化槽工事業を開始した年月日」の欄の記載を要しない。

記載例

別記様式第12号（第12条関係）

特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

「届出者」欄に記載する際は、P.12の「申請者」欄を参照のこと。

届出者

令和 3年 2月 20日
宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
株式会社 仙台建設
代表取締役 仙台 太郎

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ センダイケンセツ 株式会社 仙台建設		
住所	郵便番号（980-8570） 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 電話番号（022）211-0000		
法人にあっては フリガナ 代表者の氏名	センダイ タロウ 仙台 太郎		既に受けている届出 番号を記載する
届出番号	宮城県知事（届-△△） 第 〇〇〇 号		
届出年月日	令和〇〇年××月××日		
建設業法第3条 第1項の許可を 受けた建設業、 許可番号及び許 可年月日	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
	土木工事業 建築工事業 管工事業	国土交通大臣(特-2)第 12345 号 国土交通大臣(般-2)第 12345 号 "	令和3年2月5日 " "
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
浄化槽設備士 （交代） 許可番号及び 許可年月日 （許可の更新）	山崎 和義（本社） 第 980000100 号 土木工事業 国土交通大臣(特-27)第 12345 号 建築工事業 管工事業 国土交通大臣(般-27)第 12345 号	桜井 正樹（本社） 第 980000003 号 土木工事業 国土交通大臣(特-2)第 12345 号 建築工事業 管工事業 国土交通大臣(般-2)第 12345 号	令和3年2月1日 令和3年2月5日 "

記載例

別記様式第8号（第9条関係）

35cm以上

浄化槽工事業者登録票

氏名又は名称	株式会社 みやぎ浄化槽
代表者の氏名	宮城太郎
登録番号	宮城県知事（登-△△）第〇〇〇号
登録年月日	令和〇〇年××月××日
浄化槽設備士の氏名	青葉正

25cm以上

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

記載例

別記様式第9号（第9条関係）

← 35cm 以上 →

浄化槽工事業者届出済票

氏名又は名称	株式会社 仙台建設
代表者の氏名	仙 台 太 郎
届出番号	宮城県知事（届-△△）第○○○号
届出年月日	令和○○年××月××日
浄化槽設備士の氏名	後 藤 健 介

↑
25
cm
以上
↓

備 考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

記載例

別記様式第10号（第10条関係）

注文者の氏名又は名称	株式会社 東北宮城
注文者の住所	郵便番号（980—●●●●） 宮城県仙台市青葉区○○○—○—○ 電話番号（022）○○○—●●●●
施工場所	宮城県仙台市泉区○○○—○○
着工年月日及び 竣工年月日	自 令和 3年 5月 1日 至 令和 3年 6月 30日
工事請負金額	○, ○○○, ○○○円
当該工事に係る浄化槽 設備士の氏名及び 免状の交付番号	青 葉 正 / 第980000001号

登録申請書等の提出先（問い合わせ先）

宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班（県庁8階南側）

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

電話：022-211-3116

FAX：022-211-3292

ホームページアドレス <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/>

申請書類の販売先

公益社団法人宮城県生活環境事業協会

〒983-0035

宮城県仙台市宮城野区日の出町2-5-15

電話：022-783-8070

FAX：022-231-2779

※ 申請書類は事業管理課ホームページから入手できます。また事業管理課及び各土木事務所の窓口申請書類を備え付けておりますのでご利用ください。